

入札説明書添付資料-4 民間事業者が付保する保険について

1. 設計・施工期間

(1) 本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から引渡日まで

被保険者：建設請負事業者

(2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

保険期間：本施設の着工日から引渡日まで

被保険者：建設請負事業者

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、建設請負事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

2. 運営期間

(1) 本施設の運営業務に係る第三者損害賠償保険

保険契約者：運営事業者

被保険者：組合、運営事業者

保険期間：運営・維持管理期間とする。

補償限度額：（補償額）：対人：1名当たり最大1億円、1事故当たり最大10億円

対物：1事故当たり最大1億円

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。